

青森県建築物耐震判定委員会設置要綱

(平成9年4月23日 社団法人青森県建築士事務所協会制定)

(目的)

第1条 この委員会は、建築物の耐震診断又は耐震改修を実施する者の依頼により、耐震診断の準備計算、入力データの適否、出力結果の評価及び考察並びに耐震改修計画について判定を行うことで耐震診断及び耐震改修の技術水準の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会は、一般社団法人青森県建築士事務所協会（以下、「事務所協会」という。）に設置し、その名称を青森県建築物耐震判定委員会（以下、「判定委員会」という。）と称する。(い)

(判定内容)

第3条 耐震診断及び耐震改修の内容に関する基本的な考え方の統一化を図るため、次の事項について審査・判定を行う。

- (1) 解析時の部材のモデル化等を含め診断方法の適否の判定
- (2) 診断結果の評価の適否の判定
- (3) 総合的な見地からみた考察の適否の判定
- (4) 耐震改修計画の適否の判定
- (5) その他の、耐震診断及び耐震改修に関し必要と認める事項

(判定委員会の構成)

第4条 判定委員会の構成は、原則として外部の学識経験者等の占める構成比は過半とし、一般社団法人青森県建築士事務所協会会長（以下、「会長」という。）が委嘱する委員で構成（別表1）するものとする。(い) (ろ)

2 判定委員会の委員は3名以上とする。(い) (ろ)

3 会長が必要と認める場合は、行政機関の職員を、判定委員会のオブザーバーとして招集することができる。(ろ)

(判定委員会の成立)

第5条 判定委員会は、前条第1号の委員（別表1）の半数以上の出席を得なければ開催することはできない。(い)

(委員長及び副委員長)

第6条 判定委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、判定委員会において選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第7条 委員長は、判定委員会の議長として会を主宰する。

- 2 委員長は、判定委員会を必要に応じ招集する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

- 第8条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。(い)
- 2 交代又は増員による場合は、前任者又は現任者の残任期間とする。(い)

(ワーキング委員会)

- 第9条 会長は、判定委員会の審査・判定を効率的に進めるため、判定委員会の中にワーキング委員会を設置する。その構成(別表2)は次に掲げるワーキング委員とし、その委嘱は会長が行う。(い)
- (1) 一級建築士の資格を持ち、かつ建築物構造の専門的知識を有する者で別表2に掲げる者(い)
 - (2) その他会長が認める者(い)

- 2 ワーキング委員会については、第6条から第8条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「判定委員会」とあるのは、それぞれ「ワーキング委員会」と読み替えるものとする。(い)

(庶務)

- 第10条 判定委員会の庶務は、事務所協会の事務局において処理する。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるほか、判定委員会の運営等に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

平成19年8月 1日一部改正(い)

平成21年4月 1日一部改正(第4条及び第9条に掲げる別表1、別表2)

平成24年5月29日一部改正(第9条に掲げる別表2)

平成25年4月 1日一般社団法人へ名称変更

平成26年8月26日一部改正(ろ)

平成31年4月 1日 青森県建築物耐震判定委員会設置要綱へ名称変更と一部改正(第4条及び第9条に掲げる別表1、別表2)及び青森県木造建築物耐震診断判定委員会要綱を併せて実施する。

令和 2年 8月24日 一部改正(第4条第2項及び第4条に掲げる別表1)

青森県建築物耐震判定委員会運営要領（は）
（平成9年4月23日 社団法人青森県建築士事務所協会制定）

（趣 旨）

第1 この要領は、青森県建築物耐震判定委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、青森県建築物耐震判定委員会（以下、判定委員会という。）の運営等に関する必要な事項を定め判定作業の迅速化、統一的判定内容の保持等を図るため、その取り扱いを定めるものとする。（い）（は）

（判定委員会の業務範囲）

第2 判定委員会の業務範囲は、次の各号の一に該当するものについて適用する。

- （1） 地方公共団体が発注する建築物（以下「公共団体発注物件」という。）の耐震診断の方法及び内容等の審査・判定
- （2） 地方公共団体以外の者が発注する建築物（以下、「事業者発注物件」という。）の耐震診断の方法及び内容等の審査・判定
- （3） 公共団体発注物件及び事業者発注物件の耐震改修計画に伴う耐震性能の審査・判定
- （4） その他、一般社団法人青森県建築士事務所協会会長（以下、「会長」という。）が必要と認めるもの。

（審査・判定方法）

第3 耐震診断及び耐震改修の審査及び耐震改修に関する指針（平成7年12月25日付け建設省告示第2089号、以下「指針」という。）、指針の運用について（平成7年12月27日付け建設省住指発446号）及び指針に係る認定について（平成8年3月12日付け建設省住指発第74号）等に基づいて行うものとする。（い）

- 2 審査・判定の内容は、要綱第3条に定めるところによる。
- 3 審査・判定の正確性を期するため、耐震診断チェックリストを別に定めるものとする。
- 4 判定については、委員の合議により決定するものとする。（ろ）
- 5 委員が自ら若しくは委員が所属する法人等に関わった案件については、委員は当該要件の審議に加わらないものとする。（ろ）

（判定委員会の開催）

第4 判定委員会の開催は、必要に応じ会長が委員長に開催を要請し、委員長

はこれを招集するものとする。

(判定委員会の同意の方法)

第5 判定委員会の同意は、次の方法により行うものとする。

(1) 耐震診断又は耐震改修の審査・判定の依頼があった場合、会長は第2に該当するか否かを判断し、適合すると認めたときは、判定委員会に諮問し意見を求めるものとする。

(2) 委員長は、会長から諮問があったときは各委員を招集し、第3の審査・判定方針に基づき検討及び調整を行い、判定委員会の意見として会長に答申するものとする。

ただし、検討の段階で不適合箇所が生じている場合は、再検討すべき箇所を明示した再検討通知書を判定依頼者に送付するものとする。

(議事録)

第6 検討及び調整段階の審査意見は議事録として作成し、これを保管するものとする。

附 則

この運営要領は、平成9年5月1日から施行する。

平成19年8月 1日一部改正 (い)

平成25年4月 1日一般社団法人へ名称変更

平成26年8月26日一部改正 (ろ)

平成31年4月 1日一部改正 (は) 青森県建築物耐震判定委員会運営要領へ名称変更及び青森県木造建築物耐震診断判定委員会運営要領を併せて実施する。